

茨城県における有害大気汚染物質の状況

～ 県内7箇所で有害大気汚染物質を調査～

大気中に含まれる物質の中には、長期間吸い続けると人の健康を損なうおそれがある物質もあります。そのため、県では大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質のうち「優先取組物質」である22物質について定期的に調査しています。

有害大気汚染物質とは

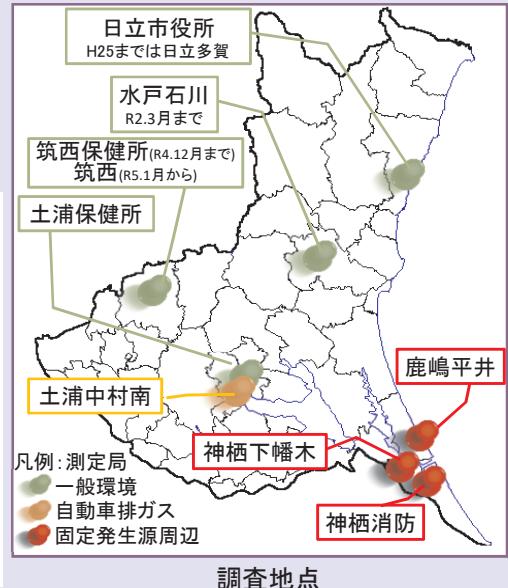
大気中に含まれる物質のうち、長期間吸い続けると人の健康に悪影響を与えるおそれがある物質を「有害大気汚染物質」と呼んでいます。

有害大気汚染物質のうち、ベンゼンなど4物質には環境基準が定められています。センターでは、これら4物質を含めた22物質を測定しています。

種類	調査対象物質（優先取組物質）	物質数
揮発性有機化合物	☆ベンゼン、☆トリクロロエチレン、☆テトラクロロエチレン、☆ジクロロメタン ○アクリロニトリル、○塩化ビニルモノマー、○クロロホルム、○1,2-ジクロロエタン、○1,3-ブタジエン、○塩化メチルトルエン、酸化エチレン	12物質
多環芳香族炭化水素	ベンゼン[a]ビレン	1物質
アルデヒド類	○アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド	2物質
金属類	○水銀及びその化合物、○ニッケル化合物、○ヒ素及びその化合物、○マンガン及びその化合物 ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、六価クロム化合物（令和元年度から測定）	7物質
計 22物質		

☆：環境基準が設定されている項目（4項目）

○：指針値が設定されている項目（11項目）



調査地点

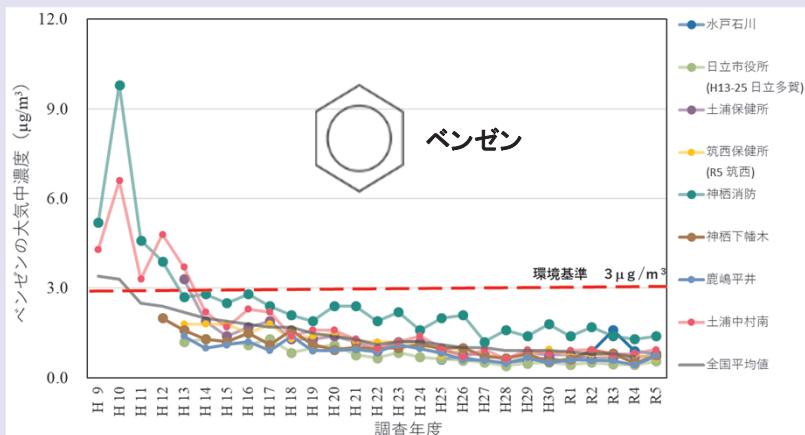
県内の環境基準設定項目の状況

ベンゼンは、平成9年に環境基準が設定された当初は環境基準値を超過していましたが、平成14年度以降、全調査地点で環境基準値以下となっています。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの3物質は、環境基準が設定された当初から環境基準値以下となっています。

環境基準が定められていない物質の濃度は、全国の平均値と同程度かそれ以下となっています。

この理由として、工場等が有害物質の排出削減に努めてきたことや、自動車の排ガス処理性能が良くなつたことなどが考えられます。



今後の調査項目

調査対象項目のうち、平成30年度にはトリクロロエチレンの環境基準が引き下げられ、令和2年度には塩化メチルおよびアセトアルデヒドに指針値が設定されました。また平成30年3月に環境省から六価クロムの測定法が示されたことから、令和元年度より測定を開始しています。今後もさらに環境基準の改正や指針値の設定、測定マニュアルの改訂等により、調査項目が変更する可能性がありますが、引き続き有害大気汚染物質調査を継続し、実態把握に努めています。

